

## 国際結婚の基礎知識

### 1. 国際結婚とは？

国際結婚とは、そのような法律の規定があるわけではありませんが、一般的には「国籍の違う者同士の結婚」という意味で使用されています。

男女が愛情をもって結婚するには、もちろん国籍など関係なく、男女の結婚しようという自由な意思の結びつきで結婚に至ると思います。

ですが、その男女が結婚したいと思った相手方が、たまたま自分とは国籍の違う外国人の場合には、単なる愛情だけでは済みません。

使用言語の違いや、制度、慣習ならびに文化の違い、さらにはどこで結婚生活を営むにより、その国で定められた法律に従わなければならないため、日常生活に関わる法律を知らなければなりません。

また、結婚手続きも通常の日本人同士の結婚とは異なり、煩雑な手続きを行う必要があります。

### 2. 国際結婚の手続き

国際結婚の場合は、男女のお互いの国で婚姻を成立させる必要があるため両国への届出が必要になります。大きく分けると「**外国の方式で結婚する方法**」と「**日本の方式で結婚する方法**」の2つの方法があります。

結婚が成立すると、お相手の外国人の方のための「**日本人の配偶者等**」という在留資格を取得する必要があります。

現在、**日本に在留している外国人と結婚した場合**は現在の在留資格から日本人の配偶者等という在留資格への「在留資格変更許可申請」を行う必要があります、**外国在住の外国人と結婚した場合**は「在留資格認定証明書交付申請」を行うことになると思います。

●日本に在留している外国人との結婚



「在留資格変更許可申請」

●外国在住の外国人との結婚



「在留資格認定証明書交付申請」

## 国際結婚後の在留資格「永住者」への許可申請

### ■ 永住許可申請と帰化許可申請の大きな違い

長年にわたり、日本で日本人と結婚生活を営んできた外国人で、今後も日本での安定した結婚生活を送りたいと望む外国人は多いと思います。

そのような場合には「永住許可申請」と「帰化許可申請」のどちらかの申請をオススメいたします。

今後、日本で安定した生活を送れることについては同じですが、大きな違いとして、「永住許可申請」は、**国籍は現在の外国国籍のまま**ですが、「帰化許可申請」は、現在の外国国籍を捨てなければならず、**日本国籍となる**ところに大きな違いがあります。

外国国籍を失いたくない場合は、「永住許可申請」ということになります。

### ■ 永住許可申請とは

日本人の配偶者として、長年、日本で堅実に生活を送り、在留期間を積み重ねていくと現在の在留資格から「永住者」の在留資格への変更申請が可能となります。この現在の在留資格から「永住者」への在留資格の変更の申請のことを永住許可申請といいます。

外国人の方々が永住許可申請により「永住者」の在留資格を取得すると下記のようなメリットがあり、より安定した生活を送ることができます。

- ① 就労制限のある在留資格で在留していた外国人にとっては、就労制限がなくなる。
- ② 在留期間が無期限となるので、在留期間の更新手続きの必要がなくなる。
- ③ 社会的信用性があがり、クレジットカードの申し込みや ローンが組めるようになる。

ただし、前述したとおり国籍は元の外国国籍のままですので、一時帰国の際の再入国許可申請等は必要です。

### ■ 永住が許可されるための要件

- ① 素行が善良であること
  - ② 独立の生計を営むに足る資産または技能を有すること
  - ③ その者の永住が日本国の利益に合致すると認められること
- イ. 原則として引き続き※10年以上本邦に在留していること。ただし、この期間のうち、就労資格又は居住資格をもって引き続き5年以上在留していることが必要です。
- ロ. 罰金刑や懲役刑などを受けていないこと。納税義務等公的義務を履行していること。
- ハ. 申請時現在の在留資格について、出入国管理及び難民認定法施行規則別表第2に規定されている最長の在留期間をもって在留していること。
- ニ. 公衆衛生上の観点から有害となるおそれがないこと

※原則10年に関する特例

下記の場合は10年間の在留期間は必要なくそれぞれの在留期間で足りる。

- (1) 日本人、永住者及び特別永住者の配偶者の場合、実体を伴った婚姻生活が3年以上継続し、かつ、引き続き1年以上日本に在留していること。その実子等の場合は1年以上日本に継続して在留していること。

■申請手続きの流れ

- ① 外国人本人、行政書士等が必要書類を添付し「永住許可申請」を申請する

現在の在留資格の在留期間が切れる前に「永住許可申請」をします。



- ② 「永住許可申請」中に在留期間が切れる場合は、別途「在留期間更新許可申請」を申請する

「永住許可申請」中に現在の在留資格の在留期間が切れる場合は、現在の在留資格の在留期間が切れる前に「在留期間更新許可申請」をしなければなりません。



- ③ 問題がなければ「永住許可」

許可又は不許可の通知が届きますので、許可の場合は手数料8,000円が必要になります。

## 国際結婚後の帰化許可申請

### ■永住許可申請と帰化許可申請の大きな違い

長年にわたり、日本で日本人と結婚生活を営んできた外国人で、今後も日本で安定した結婚生活を送りたいと望む外国人は多いと思います。

そのような場合には「永住許可申請」と「帰化許可申請」のどちらかの申請をオススメいたします。

今後も、日本で安定した結婚生活を送れることについては同じですが、大きな違いとして、「永住許可申請」は、国籍は現在の**外国国籍のまま**ですが、「帰化許可申請」は、現在の外国国籍を捨てなければならず、**日本国籍となる**ところに特徴があります。

外国国籍を失っても構わない場合は「帰化許可申請」ということになります。

### ■永住許可申請とは

日本人の配偶者として、長年、日本で堅実に生活を送り、在留期間を積み重ねていくと「帰化許可申請」が可能となります。外国人の方々が帰化許可申請により外国国籍を離脱し、日本国籍を取得すると「永住者」の在留資格取得の場合と同様に、下記のようなメリットがあり、より安定した生活を送ることができます。

- ① 就労制限のある在留資格で在留していた外国人にとっては、就労制限がなくなる。
- ② 在留期間が無期限となるので、在留期間の更新手続きの必要がなくなる。
- ③ 社会的信用性があがり、クレジットカードの申し込みや ローンが組めるようになる。

### ■ 帰化が許可されるための条件

まず、国籍法第5条（普通帰化）の条件を満たしているかどうか確認します。

条件を満たしていない場合は、国籍法第6条以下の住所・年齢・生計・能力条件の緩和により免除がみとめられるかどうかを確認します。

#### ●国籍法第5条（普通帰化）

- ① 引き続き5年以上日本に住所を有すること（住所条件）
- ② 20歳以上で本国法によって能力を有すること（年齢条件）
- ③ 素行が善良であること
- ④ 自己または生計を一つにする配偶者その他の親族の資産又は技能によって生計を営むことができること（生計条件）
- ⑤ 国籍を有せず、または日本の国籍の取得によってその国籍を失うべきこと。
- ⑥ 日本国憲法または政府を暴力で破壊したり、主張するような政党や団体を結成し、もしくはこれに加入したことがないこと。

#### ●国籍法第6条（国籍法第5条①住所条件の緩和）

日系人や日本出生した場合は、国籍法第5条の住所条件を満たしていなくても帰化の許可申請をすることができます。

- ①外国に帰化した元日本人の実子で、引き続き3年以上日本に住所又は居所を有するもの
- ②外国人の子供で、引き続き3年以上日本に住所又は居所を有するもの
- ③親子2代にわたって日本で出生した外国人の子供は現に日本に住所又は居所を有していること。

●国籍法第7条（国籍法第5条①住所条件と④生計条件の緩和）

日本人と結婚した外国人は、国籍法第5条の住所条件と生計条件を満たしていなくても帰化の許可申請をすることができます。年齢条件も結婚により問題が無くなります。

また、外国人夫婦の一方が帰化を許可された場合は、もう一方の外国人は日本人と「結婚した外国人」となるため、緩和された条件により、同時に帰化許可申請をすることができます。

- ①日本人と結婚した外国人で、引き続き3年以上日本に住所または居所を有し、現に日本に住所を有するもの。
- ②日本人と結婚した外国人で、婚姻が3年以上継続しており、引き続き1年以上日本に住所を有する者。

●国籍法第8条（国籍法第5条①住所条件と②年齢条件と④生計条件の緩和）

本条の各規定に該当する外国人は国籍法第5条の住所条件と年齢条件と生計条件を満たしていなくても帰化の許可申請をすることができます。

- ①実親が日本人である外国人で、現に日本に住所を有するもの

※外国人の親が帰化を許可された場合は、この規定の「実親が日本人である外国人」となるため緩和された条件により、同時に帰化許可申請をすることができます。

- ②日本人の養子である外国人で、引き続き1年以上日本に住所を有し、かつ、外国人の本国法により養子縁組の時に未成年であったもの
- ③外国への帰化や国籍を離脱した元日本人で、現に日本に住所を有するもの
- ④日本生まれの無国籍者で、出生の時から引き続き3年以上日本に住所を有するもの。

## ■申請手続きの流れ

① 外国人本人又は行政書士等が同行して管轄法務局へ事前相談

個人により提出書類が異なりますので、事前に相談が必要です。



② 提出書類の作成・必要書類の収集



④ 住所地进行を管轄する法務局、地方法務局、支局に「帰化許可申請」を申請する



③ 書類の点検・受付。その後に審査開始。



⑧ 本人面接・追加書類提出・書類の補完



⑦ 法務大臣（法務省）に書類を送付。審査・調査。



⑥ 法務大臣の決裁。



⑤ 書類の点検・受付。その後に審査開始。



⑩ 許可



⑨ 本人へ許可通知・官報告示



⑨ 不許可



⑩ 本人へ不許可通知

■親族が日本を訪問するには

ご結婚された後で、相手外国人の御両親や家族が日本を訪問することがあります。

奥様の出産時などは、外国人の国から御両親を呼ばれる事が多くあります。

もちろん、御両親であっても原則として日本滞在の在留資格が必要になりますので、国内にある日本大使館や領事館で査証（ビザ）を申請し、許可されることが前提です。

親族訪問のための在留資格は、「短期滞在」の許可に分類されていますので、予め滞在が長期化することが予測できる就労可能な在留資格などと違って、滞在期間の延長はできません。しかし、人道的な見解から入国管理局が期間の延長が妥当であると判断した場合は、特別に期間の延長が認められることもあります。これは、よほどの理由が無い限りは認められませんし、延長の申請すら受理してもらえません。

申請が受理されたとしても面接や理由書の提出などの高いハードルがあります。

## ■出産と子供の国籍

国際結婚後に二人の間に生まれた子供場合で、日本で出産した場合は、日本の市役所などに出生届けを出生後 14 日以内に提出します。出生届については日本と全く同じですので、特に考える必要はありません。

今後も日本で生活をしていくのであれば、出生届は日本の市役所にのみ提出すれば終了です。子供には日本国籍が与えられ、日本人として住民票も、戸籍も存在します。

今後、外国で生活をするのであれば、大使館等などに出生届を提出することになります。

大使館等に提出すると、子供は外国国籍になりますので、日本での生活に影響を与えることとなります。

また、大使館等に提出した場合で、子供が日本で生活する場合は、子供も当然、在留資格が必要になりますので、今後どちらの国に生活の基盤を置くのかを考慮して出生届を提出する必要があります。

#### ■国際結婚後の外国人の戸籍

結婚とは、二人が婚姻関係になるということいい、入籍とは婚姻関係になった二人のうち、どちらか一方が、相手の戸籍に自分の籍を入れることを指します。

相手の戸籍に「自分の籍を入れる」というところから、入籍と呼ぶようになっています。

戸籍とは、そもそも日本人に対しての籍（日本国籍）のことを指しますが、結婚して日本に来た外国人には戸籍がありません。

戸籍がない外国人との結婚の場合は、そもそも外国人には戸籍が無いのですから、正確には入籍（戸籍を日本人の戸籍に入れる）することは不可能です。

したがって、日本人の戸籍に「婚姻の事実」として記載（追記）されるだけで、追記されることによって、日本において結婚をしているという事実が認められます。

## ■国際結婚後の日本人の戸籍

外国人と結婚された日本人の戸籍はどのようになるのでしょうか。

そもそも、「戸籍」とは日本人に与えられた、日本国民特有のものであるため、外国人が日本の「戸籍」を得ることはできません。

すなわち、結婚しても日本人の戸籍に入ることができないということになります。

したがって、国際結婚では「入籍」という表現を用いないのが一般的で、「婚姻」と表現しています。

では、結婚後に日本人の戸籍はどのようになるのでしょうか。

まず、外国人と結婚した日本人についてはその日本人だけの新しい戸籍が編成されます。

次に、日本人の身分事項欄に「婚姻の事実」として、外国人との婚姻事実が記載されます。

記載される内容は相手外国人の氏名等です。

これにより外国人と国際結婚をした事実だけが戸籍に載ることになります。

## 外国在住の外国人と結婚した場合の申請手続

### ■日本人と結婚した外国人配偶者の在留資格

日本人と結婚した外国人配偶者を呼び寄せる場合の在留資格は「日本人の配偶者等」という在留資格になります。

「日本人の配偶者等」の在留資格とは、日本人の配偶者や特別養子または日本人の子として生まれた者がこの在留資格が該当し、いわゆる国際結婚がこれに該当します。

### ■日本人の配偶者の要件

①有効な婚姻であること。

※ 内縁関係は含まれません。

※ 婚姻関係が形式的であってはならず、同居しているなどの**実質的な婚姻関係**でなくてはなりません。

### ■日本人の配偶者を呼び寄せるための申請手続の流れ

① 結婚した日本人、行政書士等が「在留資格認定証明書交付申請」を行い同証明書の交付を受ける

法務大臣が偽装結婚の有無や生活の安定性などを審査します。



② 「在留資格認定証明書」を、日本人の配偶者である外国人に郵送する



③ 外国人本人が「在留資格認定証明書」を添えて査証の発給申請をおこなう

法務大臣による事前審査を終えているため短期間に審査が進みます。



③ 特に問題がなければ査証が発給されます

## 日本に在留している外国人と結婚した場合の申請手続

### ■申請手続の流れ

① ある在留資格で在留中に日本人と結婚したので「日本人の配偶者等」への在留資格変更

ある在留資格で日本に在留していたところ、日本人と結婚することになり、婚姻届を提出した場合は、その「ある在留資格」から「日本人の配偶者等」への在留資格の変更が必要です。



② 「ある在留資格」の在留期間が切れる前に、外国人本人、行政書士等が必要書類を添付し、「在留資格変更許可申請」を申請する

「ある在留資格」の在留期間が切れる前に忘れずに「在留資格変更許可申請」をする必要があります。



③ 問題がなければ「在留資格変更許可」

許可又は不許可の通知が届きますので、許可の場合は手数料 4,000 円が必要になります。